

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和5年9月29日

千葉地方検察庁 検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 千葉地方検察庁 令和5年第1号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和5年9月29日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和3年10月19日から同月20日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

犯人らが市役所職員や農協職員等になりすまして被害者に電話をかけ、医療費や介護保険の還付金等を受け取れる旨被害者を誤信させた上、被害者に指示して被害者に現金自動預払機を操作させて、振込送金の操作と気づかせないまま犯人らの管理する預金口座に振込送金する操作を行わせて財産上の不法の利益を得た行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 被害金の振込送金先口座（金融機関名及び支店名、口座名義人、口座番号）

みずほ銀行小山支店、マツシマ コウタロウ、1964046

三菱UFJ銀行三宮支店、サイトウ キミヨ、3545243

ゆうちょ銀行、クガ ヨシオ、17470-75986031

三菱UFJ銀行福生支店、チャン ヴァン トウイ、0275142

筑波銀行県庁支店、トミタ ヨウヘイ、1170779

北洋銀行花川北支店、ハラ マサヒロ、3244934

(2) 被害者への連絡に使用された電話番号

03-3518-5464、03-3518-5462、03-3518-5471、03-3518-5407、050-3139-9765

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金396万6,000円

6 支給申請期間 令和5年9月29日から同年10月31日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人氏名 杉浦 啓太

(2) 裁判所名 千葉地方裁判所

(3) 裁判年月日 令和5年3月23日

(4) 確定年月日 令和5年5月12日

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、令和3年10月20日、現金自動預払機に不正に入手した他人名義のキャッシュカードを挿入して作動させ、現金合計399万6,000円を引き出して窃取した。

(罪名) 窃盗

8 この公告に関する問合せ先 (申請書の提出窓口)

〒260-8620 千葉市中央区中央4丁目11番1号

千葉地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号 043-221-2462

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。